



# 堰下地権者協議会通信

No. 3  
平成29年3月

早春の候、皆様ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

この度は「農地・事業用地に関する調査」にご協力いただき大変ありがとうございました。

調査で代替地の見込みが無い方について結果をお知らせいたします。

地権者協議会では、代替地が見当たらない方へ新たな土地が見つかるよう協力して参りたいと考えています。

堰下地権者協議会員の皆様で、代替地として紹介しても良いという土地をお持ちの方は、事務局（高速交通対策課）までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

堰下地権者協議会 会長 下岡 幸文

## 必要な代替地

（農業・事業用地に関する調査より）

No.	必要な土地	必要な面積	要件等
1	田	6～7a	
2	畑	10a以下	
3	畑	150㎡程	家庭菜園用
4	事業用地	10a程	大型車通行可
5	代替地の情報で、今後を検討する。		

## 現在の状況

JR東海では、計画地の地形測量や地質調査を行い、ガイドウェイヤードの平面・立面・排水経路等の調査設計と、ガイドウェイヤードとして使用できるエリアを決定するため建物の調査が進められているところです。

農振除外手続きにつきましては、4月上旬を目処に同意の説明が出来るよう準備が進められているところです。

ご不明な点やご質問等ございましたら、事務局（高速交通対策課）までお問い合わせください。

課長：井澤 広美 係長：瀧浪 勝幸

電話：0265-33-5140（直通） FAX：0265-33-4511 E-mail:kousoku@vill.takagi.nagano.jp